

足立区町会・自治会会館等賃借料及び借用施設の使用料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集会所等の活動拠点となる建物を所有していない町会・自治会を対象として、町会・自治会の活動拠点として用いる建物及びその敷地（以下「会館等」という。）の賃借料又は会議を行うための借用施設の使用料の一部を予算の範囲内で助成することにより、町会・自治会の活動拠点の維持を図り、円滑な地域活動の継続に資することを目的とし、必要な事項を規定する。

(助成対象団体)

第2条 この要綱の規定による助成の対象となる団体は、足立区に別で定める「町会・自治会届出書」による届出を行い、登録を受けた町会・自治会とする。

(助成対象)

第3条 会館等の賃借料については、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。

- (1) 町会・自治会が会館等を管理・運営している
- (2) 貸主と町会・自治会との間で、1年以上の賃貸借契約が取り交わされ、継続した利用が見込まれる

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 単に民家の一室等を借用しているもの
- (2) 単に広場、ロビー、倉庫又は駐車場を利用しているもの
- (3) マンション又はアパートのみで構成される町会・自治会において、同じ区域内の別組織（マンション管理組合等）で事務所等を所有しているもの
- (4) 区等から土地の貸付を受け、減免されているもの
- (5) 賃借する物件が使用されていない、又は他の団体が占有しているもの

第4条 会議を行うための借用施設の使用料については、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。

- (1) 町会・自治会が会館等を所有していない
- (2) 借用施設の使用目的が、町会・自治会の運営や活動に関する会議、事業の準備等であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 区等が設置する施設等で、減免することができるもの
- (2) 専ら飲食や娯楽のために利用する施設であるもの

(助成対象経費)

第5条 この要綱の規定による助成の対象となる経費は、町会・自治会が会館等又は借用施設の貸主に対して支払う賃借料及び使用料の額とし、礼金、敷金、保証金、手数料、更新料、共益費その他賃借料及び使用料として認められないものを除く。

(助成額)

第6条 助成金の交付額は、年間支払額の10分の6とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 助成金の交付額の上限は、次の各号に掲げる項目について、当該各号に定める額とする。

(1) 会館等の賃借料 20万円

(2) 会議を行うための借用施設の使用料 3万円

3 前項第一号は、各町会・自治会につき一箇所のみを対象とする。

4 同一町会・自治会に対する助成金の交付は、同一年度内で1回とする。

(事前協議)

第7条 第3条第1項による会館等の賃借料の助成において、初めて助成金の申請をする場合又は契約を新たに作る会館等についての申請を予定している場合は、次条第1項の申請前に区と内容を協議し、承認を得なければならない。

(交付申請)

第8条 第3条第1項に規定する会館等の賃借料の助成金の交付を受けようとする町会・自治会は、当該年度分に係る本助成金について、交付申請書（様式第1号）に賃貸借契約書の写し等の書類を添付して、区長に申請するものとする。

2 第4条に規定する会議を行う借用施設の使用料助成金の交付を受けようとする町会・自治会は、当該年度に係る本助成金について、交付申請書（様式第2号）に領収書の写し等の書類を添付して、区長に申請するものとする。

3 前2項の申請をする町会・自治会（以下「申請団体」という。）は、区が指定する期間内に定める手続をしなければならない。

(交付決定及び助成金の交付)

第9条 区長は、第5条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第3号）により、助成金の交付を認めないときは、不交付決定通知書（様式第4号）により、申請団体に通知する。

2 前項の交付決定を受けた申請団体は、請求書兼口座振替依頼書（様式第5号）を区長に提出するものとする。ただし、当該口座の名義が団体代表者以外の場合は、委任状を添付しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定を受けた申請団体が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り又はその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定に付した内容又は条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

(4) 助成金交付の対象となった事業において、次の行為を行ったとき。

ア 特定の団体への加入を勧誘し、あるいは寄附を募ることにより、他者に迷惑を及ぼすと認められる行為

イ 専ら特定の宗教団体の利益のために行われると認められる行為

ウ 事前に申請し承認された事業の目的・態様と異なる行為（当該事業と関係のない

宣伝行為など)

(5) 助成金の交付要件を満たさなくなったとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該申請団体に助成金交付取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(帳簿書類等の調査)

第12条 区長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請団体に報告させ、帳簿書類を調査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項は、足立区補助金等交付事務規則(昭和50年4月1日規則第6号)の定めるところによるほか、助成金交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 (6足地調発第7145号 令和7年3月31日 区長決定)
この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

年 月 日

交 付 申 請 書

（会館等賃借料）

（提出先） 足立区長

団 体 名

代表者住所

代 表 者

足立区町会・自治会会館等賃借料及び借用施設の使用料助成金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて交付申請をします。

記

1 会館・施設名称

2 会館・施設所在地

3 交付申請額 円（上限 2 0 万円）

※助成対象経費の 6 割。千円未満の端数は切り捨て

- 4 助成対象条件
- ☐ 区と事前協議をし、承認を得ている
- ☐ 町会・自治会が会館を管理・運営している
- ☐ 貸主との間で、1 年以上の賃貸借契約が取り交わされている

※上記の条件を満たす場合は、それぞれ ☒ してください

※いずれかの条件を満たさない場合は、助成対象外です。

5 添付資料

書類名	チェック欄	備考
賃貸借契約書の写し		借主が町会・自治会名義のもの
領収書の写し		宛名が町会・自治会名義のもの 当該年度の利用年月日の記載があるもの
案内図		付近見取図等
写真		外観、主要な部屋全ての内観
その他資料		

年 月 日

交 付 申 請 書

（借用施設の使用料）

（提出先）足立区長

団 体 名

代表者住所

代 表 者

足立区町会・自治会会館等賃借料及び借用施設の使用料助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて交付申請をします。

記

1 借用施設名称

2 借用施設所在地

3 交付申請額 円（上限3万円）

※助成対象経費の6割。千円未満の端数は切り捨て

4 使用目的

.....

.....

5 助成対象条件 ☐ 町会・自治会が会館を所有していない

☐ 運営や活動に関する会議や事業の準備等で使用している

※上記の条件を満たす場合は、それぞれ☒してください

※いずれかの条件を満たさない場合は、助成対象外です。

6 添付資料

書類名	チェック欄	備考
領収書の写し		宛名が町会・自治会名義のもの 当該年度の利用年月日の記載があるもの
その他資料		

様式第3号（第9条関係）

足 収第 号
年 月 日

団体名

代表者

足立区長

交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付、申請のありました足立区町会・自治会会館等賃借料及び借用施設の使用料助成金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

金 _____ 円

2 交付条件

- （１）指定した事業以外の用途に使用しないこと。
- （２）申請を取り下げる場合は、遅滞なくその旨を記載した書面を提出すること。
- （３）その他補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件、その他法令等に違反しないこと。

様式第4号（第9条関係）

足 収第 号
年 月 日

団体名

代表者

足立区長

不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付、申請のありました足立区町会・自治会会館等賃借料及び借用施設の使用料助成金について、その全額の不交付を決定しましたので通知します。

記

1 不交付理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（提出先）足立区長

請求書兼口座振替依頼書

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

ただし、足立区町会・自治会会館等賃借料及び借用施設の使用料助成金として、上記金額を請求します。

上記請求金額については、下記の口座に振り込んでください。

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

振込先金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 出張所
預 金 種 別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 （いずれかに○）	
口 座 番 号		
フリガナ		
名 義		

*振込口座に誤記入があると振込むことができませんので、通帳をご確認のうえ記入願います。

様式第6号（第10条関係）

足 収第 号
年 月 日

団体名

代表者

足立区長

助成金交付取消通知書

年 月 日付 足 収第 号において交付決定した足立区町会・自治会会館等賃借料及び借用施設の使用料助成金について、交付決定額の（一部・全部）を取り消しましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1 交付取消理由

2 返還金の有無 （ 有 ・ 無 ）

3 返還金額（返還金有の場合）

_____ 円

4 納付期限（返還金有の場合）

5 納付方法（返還金有の場合）

同封の納付書により金融機関窓口にて納付してください。

6 その他